～ 安心して働ける信州のために ～

長野労働局発表（05－30）
令和５年８月29日

担当	長野労働局労働基準部 健康安全課長　　徳永　和成 健康安全課長補佐　矢島　一男 TEL０２６-２２３-０５５４

令和５年度「全国労働衛生週間」の実施について
～　誰もが安心して健康に働ける職場の実現を　～

令和５年度「全国労働衛生週間※」が、

「目指そうよ二刀流　こころとからだの健康職場」

のスローガンの下、９月１日～30日を準備期間、10月１日～７日を本週間として実施されます。

長野労働局（局長 久富 康生）では、令和５年度「全国労働衛生週間」の準備期間及び本週間に、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保を図るため、関係機関とも連携し、周知広報や事業場への指導援助に取り組みます。

※ 全国労働衛生週間：労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に、昭和25年から毎年実施しており、今年で74回目を迎えるもの。

＜事業場における取組のポイント＞

1　本週間中の実施事項
- ①　事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- ②　労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ③　労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- ④　有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- ⑤　労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示
- ⑥　その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

2　具体的取組事項
- ①　職場におけるメンタルヘルス対策の推進（厚生労働省ホームページ「こころの耳」（https://kokoro.mhlw.go.jp/）等の活用）
- ②　化学物質による健康障害防止対策（資料４のリーフレット等の活用）
- ③　労働者の作業行動に起因する労働災害（転倒災害及び腰痛予防対策）防止対策の徹底（資料５の転倒災害防止対策関係リーフレット等の活用）
- ④　高年齢労働者の労働災害防止対策の徹底（資料６のパンフレット等の活用）

【添付資料】

資料１　令和５年度 全国労働衛生週間実施要綱

資料２　第74回全国労働衛生週間（リーフレット）

資料３　長野県における第14次労働災害防止推進計画（リーフレット）

資料４　新たな化学物質規制の導入（リーフレット）

資料５　転倒災害防止対策関係リーフレット（労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう）

資料６　高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（パンフレット）

資料1

令和５年度全国労働衛生週間実施要綱

１　趣旨

全国労働衛生週間は、昭和 25 年の第１回実施以来、今年で第 74 回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況については、高齢化の進行により、一般健康診断の有所見率が上昇を続けているほか、何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加するとともに、女性の就業率が上昇し、働く女性の健康問題への対応も課題となっている。また、中高年齢の女性を中心に、転倒などの労働者の作業行動に起因する労働災害が高い発生率となっている。人生 100 年時代に向けて高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりを推進していくためにも、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）に基づく対策の推進とともに、労働者の健康管理や治療と仕事の両立への支援をさらに推進していく必要がある。

また、過労死等事案の労災認定件数は、令和４年度には 904 件となっており、引き続き過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策の推進が必要である。このうち、特に精神障害による労災認定件数は令和４年度には 710 件と過去最多となっており、メンタルヘルス対策をさらに強化していく必要がある。

さらに、労働者の健康確保において、産業医の選任義務のない小規模事業場における体制確保や取組の推進が大きな課題となっている。これらの事業場は全体の 96%を占めており、小規模事業場における健康確保対策の推進が重要である。

化学物質による休業４日以上の労働災害は、450 件程度で推移し、特定化学物質障害予防規則等の特別規則の規制の対象となっていない物質を起因とするものが全体の８割を占めている。また、化学物質等による重大な遅発性の職業性疾病も後を絶たない。このため、厚生労働省では、従来、特別規則の対象となっていない全ての危険・有害な物質への対策を強化するため、事業者が自ら行ったリスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のために講ずべき措置を適切に実施する制度を導入した。この仕組みを実効あるものとするため、ばく露の上限となる濃度基準値の設定、危険性・有害性に関する情報伝達の仕組みの整備・拡充を行うため、所要の法令改正を順次、行っているところである。

また、職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間約 1,000 人にも及ぶところ、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存している。その解体工事が 2030 年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務付けられている石綿の有無に関する事前調査や石綿の発散防止措置が適切に講じられていない事例が散見されたことを踏まえ、一

定の建築物や工作物などの解体・改修工事については、資格者による事前調査や、石綿事前調査結果報告システムを用いた報告の義務化など、石綿によるばく露防止対策の強化を進めている。

このような状況を踏まえ、第 14 次労働災害防止計画（以下、「14 次防」という。）において、令和５年度より「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」や「労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」、「労働者の健康確保対策の推進」、「化学物質等による健康障害防止対策の推進」等合計８つの重点を定め、労働災害防止対策を進めている。

さらに、建設アスベスト訴訟の最高裁判決（令和３年５月 17 日）を踏まえ、有害物質による健康障害の防止措置を義務づける労働安全衛生法第 22 条の規定に関連する労働安全衛生規則等 11 の省令の規定について、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外に対しても、労働者と同等の保護措置を講ずることを事業者に義務づける改正が実施され、令和５年４月に施行されており、事業者に求められる労働衛生対策の実施対象の幅は広がっている。

このような背景を踏まえ、今年度は、「目指そうよ二刀流　こころとからだの健康職場」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

２　スローガン

目指そうよ二刀流　こころとからだの健康職場

３　期 間

10 月１日から 10 月７日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、９月１日から９月 30 日までを準備期間とする。

４　主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

５　協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

６　協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

７　実施者

各事業場

８　主唱者、協賛者の実施事項

以下の取組を実施する。

(1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。

(2) 雑誌等を通じて広報を行う。

(3) 労働衛生講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。

(4) 事業場の実施事項について指導援助する。

(5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

９　協力者への依頼

主唱者は、上記８の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

10　実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

(1) 全国労働衛生週間中に実施する事項

ア　事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視

イ　労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示

ウ　労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰

エ　有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施

オ　労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

(2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

ア　重点事項

（ア）　過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項

ａ　時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び勤務間インターバル制度の導入など労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

ｂ　事業者による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や過重労

働対策を積極的に推進する旨の表明

c　労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底

d　健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底

e　小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

（イ）「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項

a　事業者によるメンタルヘルスケアを積極的に推進する旨の表明

b　衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善

c　４つのメンタルヘルスケア（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供

d　労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備

e　ストレスチェック制度の適切な実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組

f　職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施

g　「自殺予防週間」（９月 10 日～９月 16 日）等をとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施

h　産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用

（ウ）転倒・腰痛災害の予防に関する事項

a　事業者による労働災害防止対策に積極的に取り組む旨の表明

b　身体機能の低下等による労働災害の発生を考慮したリスクアセスメントの実施

c　高年齢労働者が安全に働き続けることができるよう、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」を踏まえ事業場の実情に応じた施設、設備、装置等の改善及び体力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮した、作業内容等の見直し

d　労働安全衛生法に基づく雇入時及び定期の健康診断の確実な実施と、労働者の気付きを促すための体力チェックの活用

e　若年期からの身体機能の維持向上のための取組の実施

f　小売業及び介護施設の企業等関係者による「協議会」を通じた転倒・腰痛災害等の予防活動の機運の醸成・企業における取組の推進

ｇ　ストレッチを中心とした転倒・腰痛予防体操（例：いきいき健康体操）の実施

ｈ　「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛の予防対策の推進

(a) リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施

(b) 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む。）の実施

(c) 介護・看護作業における身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器等の導入の促進

(d) 陸上貨物運送事業における自動化や省力化による人力への負担の軽減

（エ）化学物質による健康障害防止対策に関する事項

ａ　中小規模事業場を中心とした特定化学物質障害予防規則等の特別規則の遵守の徹底（非製造業業種を含む。）、金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の推進

ｂ　製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際及びユーザーが購入した際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付の状況の確認

ｃ　SDS により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の推進

ｄ　ラベルや SDS の内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対して行う教育の推進

ｅ　危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱い物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進

ｆ　皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や化学物質の皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取り扱い上の注意事項の確認

ｇ　特殊健康診断等による健康管理の徹底

ｈ　塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底

（オ）石綿による健康障害防止対策に関する事項

ａ　建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底及びこれらの対策の実施に対する発注者による配慮の推進

(a) 有資格者による事前調査の実施、事前調査結果の掲示及び備え付けの徹底

(b) 労働基準監督署に対する届出の徹底

(c) 隔離・湿潤化の徹底

(d) 呼吸用保護具等の使用の徹底及び適正な使用の推進

(e) 作業後等の労働者の洗身や工具等の付着物の除去の徹底

(f) 石綿作業主任者の選任及び職務遂行の徹底

(g) 健康診断の実施の徹底及び離職後の健康管理の推進

(h) 作業実施状況の写真等による記録の徹底

b　吹付け石綿等が損傷、劣化し、労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における吹付け石綿、石綿含有保温材等の除去、封じ込め等の徹底（貸与建築物等の場合において貸与者等に措置の実施を確認し、又は求めることを含む。）

(a) 労働者が就業する建築物における石綿含有建材の使用状況の把握

(b) 封じ込め、囲い込みがなされていない吹付け材、保温材等の石綿使用の有無の調査

(c) 建材の損傷劣化状況に関する必要な頻度の点検の実施

(d) 建材の劣化状況等を踏まえた必要な除去等の実施

(e) 設備の点検、補修等の作業を外注する場合における、吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷・劣化等の状況に関する当該設備業者等への情報提供の実施

c　石綿にばく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等に臨時で就業させる場合の労働者の石綿ばく露防止

(a) 労働者を臨時に就業させる建築物等における吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷・劣化等の状況に関する当該業務の発注者からの情報収集の実施

(b) 労働者が石綿にばく露するおそれがある場合（不明な場合を含む。）における労働者の呼吸用保護具等の使用の徹底

d　禁止前から使用している石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底

(a) 工業製品等における石綿含有製品等の把握

(b) 石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における呼吸用保護具等の使用等

（カ）「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策に関する事項

a　各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施

b　受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施

c　支援制度（専門家による技術的な相談支援、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用

（キ）「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項

a　事業者による基本方針等の表明と労働者への周知

b　研修等による両立支援に関する意識啓発

c　相談窓口等の明確化

ｄ　両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備

ｅ　両立支援コーディネーターの活用

ｆ　産業保健総合支援センターによる支援の活用

（ク）「STOP!熱中症　クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進に関する事項

ａ　WBGT 値の実測と、測定値に基づく熱中症リスクの評価、作業時間の短縮や、暑熱順化不足者の把握を含めた作業前ミーティングでの注意喚起など、評価を踏まえた適切な熱中症予防対策の実施

ｂ　自覚症状の有無にかかわらない水分・塩分の摂取

ｃ　救急措置の事前の確認と実施

ｄ　健康診断結果を踏まえた日常の健康管理や健康状態の確認

（ケ）「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項

ａ　「自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト【労働者用】」を活用した作業環境の確保及び改善

ｂ　「テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト【事業者用】」を活用した労働者の心身の健康確保

（コ）小規模事業場における産業保健活動の充実に関する事項

ａ　産業医、産業保健師等の活用による産業保健活動の充実

ｂ　ストレスチェックの実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組の推進

ｃ　一般健康診断結果に基づく事後措置の徹底

ｄ　小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用

ｅ　中小企業における団体経由産業保健活動推進助成金の活用

（サ）女性の健康課題に関する事項

ａ　女性の健康課題に関する理解促進のための取組の実施

ｂ　産業保健総合支援センターにおける事業者や人事労務担当者、産業保健スタッフ向けの女性の健康課題に関する専門的研修の受講

ｃ　産業保健総合支援センターにおける女性の健康課題に関する相談窓口の活用

イ　労働衛生３管理の推進等

（ア）労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化に関する事項

ａ　労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善

ｂ　総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化

ｃ　衛生委員会の開催と必要な事項の調査審議

ｄ　危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進

ｅ　現場管理者の職務権限の確立

ｆ　労働衛生管理に関する規程の点検、整備、充実

（イ）作業環境管理の推進に関する事項

ａ　有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善

ｂ　局所排気装置等の適正な設置、稼働、検査及び点検の実施の徹底

ｃ　事務所や作業場における清潔保持

ｄ　換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善

（ウ）作業管理の推進に関する事項

ａ　自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進

ｂ　作業管理のための各種作業指針の周知徹底

ｃ　適切､有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底

（エ）「職場の健康診断実施強化月間」（９月１日～９月 30 日）を契機とした健康管理の推進に関する事項

ａ　健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底

ｂ　一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施

ｃ　高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携

ｄ　健康保険法に基づく医療保険者が行う保健事業との連携

（オ）労働衛生教育の推進に関する事項

ａ　雇入れ時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底

ｂ　衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施

（カ）「事業場における労働者の健康保持増進の指針」等に基づく心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施に関する事項

（キ）快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進に関する事項

（ク）「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づく副業・兼業を行う労働者の健康確保対策の推進に関する事項

ウ　作業の特性に応じた事項

（ア）粉じん障害防止対策の徹底に関する事項

ａ　「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」（９月１日～９月 30 日）を契機とし

た「第 10 次粉じん障害防止総合対策」に基づく取組の推進

(a) 呼吸用保護具の適正な選択及び使用の徹底

(b) ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策

(c) じん肺健康診断の着実な実施

(d) 離職後の健康管理の推進

(e) その他地域の実情に即した事項

ｂ　改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進

（イ）電離放射線障害防止対策の徹底に関する事項

（ウ）「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく騒音障害防止対策の徹底に関する事項

ａ　騒音健康診断の実施

ｂ　聴覚保護具の使用

ｃ　騒音障害防止対策の管理者の選任

（エ）「振動障害総合対策要綱」に基づく振動障害防止対策の徹底に関する事項

（オ）「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく情報機器作業における労働衛生管理対策の推進に関する事項

（カ）酸素欠乏症等の防止対策の推進に関する事項

ａ　酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底

ｂ　換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底

（キ）建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等に関する事項

エ　東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

（ア）東京電力福島第一原子力発電所における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底に関する事項

（イ）「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について」（平成 24 年８月 10 日付け基発 0810 第１号）に基づく東京電力福島第一原子力発電所における事故の教訓を踏まえた対応の徹底に関する事項

オ　業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

ａ　安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮

ｂ　その他請負人等が安全衛生に係る事項を円滑に実施するための配慮

資料2

事業者の皆さまへ

第74回 全国労働衛生週間

2023（令和5）年10月１日(日)～７日(土) ［準備期間：９月１日～30日］

全国労働衛生週間スローガン

目指そうよ二刀流
こころとからだの健康職場

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

準備期間（９月１日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場における転倒・腰痛災害の予防対策
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の受動喫煙防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 女性の健康課題への取組

全国労働衛生週間（10月１日～７日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

主　唱　　厚生労働省、中央労働災害防止協会

協　賛　　建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

厚生労働省　都道府県労働局・労働基準監督署

取り組みには、以下の情報や支援をご活用ください。

産業保健活動総合支援

産業保健総合支援センターは、産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。
地域産業保健センター（地産保）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。
また、事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う「団体経由産業保健活動推進助成金」による支援も実施しています。

■産業保健総合支援センター（さんぽセンター）
https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx

■団体経由産業保健活動推進助成金
https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1251/Default.aspx

メンタルヘルス対策

職場でのメンタルヘルス対策に関する法令・通達・マニュアル、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」を掲載しています。
https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/

メール・電話・SNS相談窓口を設置し、メンタルヘルス対策の取組事例などを紹介しています。

■働く人のメンタルヘルスポータルサイト
「こころの耳」
https://kokoro.mhlw.go.jp/

治療と仕事の両立支援

治療と仕事の両立支援のガイドラインや企業の取り組み事例、シンポジウムなどの総合的な情報を紹介しています。

■治療と仕事の両立支援ナビ
https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp

化学物質管理

化学物質のラベル・SDSの作成、危険有害性に応じたリスクアセスメントを着実に実施するための情報を提供しています。

■職場のあんぜんサイト
http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku_index.html

転倒・腰痛予防対策

「いきいき健康体操」（監修：松平浩）

■動画
https://www.mhlw.go.jp/content/000895038.mp4

■解説書
https://www.mhlw.go.jp/content/kaisetu.pdf

SAFEコンソーシアム

「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」※ に加盟し安全衛生の取り組みを社内外にPRしましょう！

※増加傾向にある転倒・腰痛などの労働災害について、顧客や消費者も含めたステークホルダー全員で解決を図る活動体です。趣旨に賛同した企業、団体でコンソーシアムを構成し、労働災害問題の協議や、加盟者間の取り組みの共有、マッチング、労働安全衛生に取り組む加盟メンバーの認知度向上などをサポートします。

■SAFEコンソーシアムポータルサイトはこちら
（サイト内から加盟申請もできます）
https://safeconsortium.mhlw.go.jp/

高年齢労働者の健康づくり

高齢者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた取り組みを進めましょう。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html

働き方改革

時間外労働の削減や年次有給休暇取得促進など働き方改革の推進に役立つ情報を紹介しています。

■働き方の現状が把握できる「自己診断」等
（働き方・休み方改善ポータルサイト）
https://work-holiday.mhlw.go.jp/

■各種助成金や無料相談窓口の紹介等
（働き方改革特設サイト）
https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top

労働安全衛生調査

事業所が行っている安全衛生管理や、そこで働く労働者の不安やストレスなど心身の健康状態についての調査結果を公表しています。
安全衛生管理の参考資料として活用するとともに、調査対象となった際のご協力をお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50_an-ji.html

その他

■職場における熱中症予防情報
https://neccyusho.mhlw.go.jp/

■職場における受動喫煙防止対策
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html

■労働基準監督署等への届出は電子申請が便利です！
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html

資料3

長野県における第14次労働災害防止推進計画（概要）

～誰もが安全で健康に働くことができる職場を実現するために～

１日も早く労災による死亡者を、悲しみをゼロにし、働く人一人ひとりが安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、本計画を策定

重点事項ごとの具体的取組　　計画期間：2023年度から2027年度までの5か年

事業者による取組状況等に関する「アウトプット指標」（※【　】で記載）と、取組により期待される結果に関する「アウトカム指標」を定め、実施状況を確認等しつつ計画を推進

1　自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

①**安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境**の整備
②**災害情報**の分析機能の強化や分析結果の**効果的な周知**
③労働安全衛生におけるDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

2　労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

①**STOP！転倒災害プロジェクト**の展開等【転倒災害防止対策実施事業場割合 **30%以上増**】
（対象業種）小売業、社会福祉施設、飲食店、旅館業、ビルメンテナンス業、食料品製造業
②非正規雇用労働者を含む全ての労働者について、**2024年4月施行の改正労働安全衛生規則**に対応した雇入時や作業内容変更時の**事業者による安全衛生教育を徹底**
③介護作業等の**ノーリフトケア**導入推進【導入施設 **50施設以上増**】
④**冬季特有の労働災害防止対策**の推進【対策実施事業場割合 **10%以上増**】

［アウトカム］
■増加が見込まれる**60歳以上の転倒**の死傷年千人率　**増加に歯止め**
■**転倒による平均休業見込日数　35日以下**
■増加が見込まれる**社会福祉施設の死傷者数**　前期5か年比＋**140人以内に抑制**

3　高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

・**高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）**に基づく対策の推進【ガイドラインの認知度と取組状況を向上】

［アウトカム］
■増加が見込まれる**60歳以上の**死傷年千人率　**増加に歯止め**

4　多様な働き方等に対応した労働災害防止対策の推進

①**テレワークガイドライン**や**副業・兼業ガイドライン**に基づく取組を推進
②**外国人労働者**に対し**母国語マニュアル等**による安全衛生教育や健康管理を推進
【母国語教材や視聴覚教材などで安全衛生教育を行う事業場割合　**10%以上増加**】
③**労働者ではない働く者**について法令に基づく安全衛生対策を徹底
④**障害者**の障害の種類や程度に応じた安全衛生対策を推進

［アウトカム］
■**外国人労働者**の死傷年千人率　10%**以上減少**

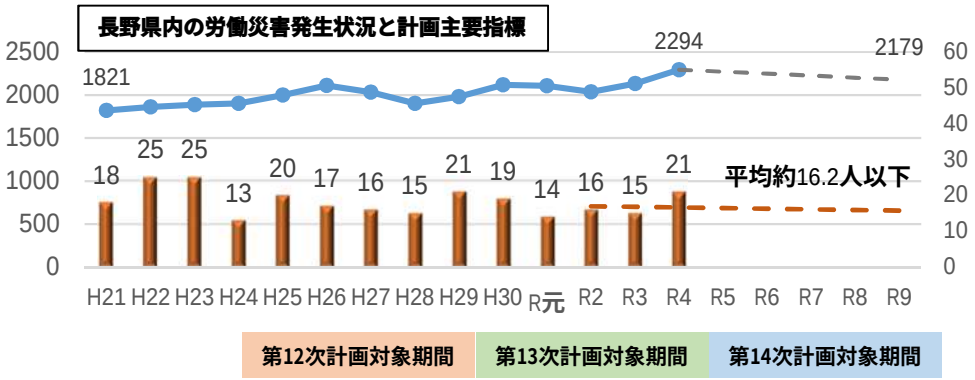

休業４日以上の死傷者数
R4比　５％以上減少

死亡者数
死亡災害撲滅を目指し前計画期間（計85人）より５％以上減少

5　業種別の労働災害防止対策の推進

①陸上貨物運送事業対策（**墜落・転落を重点**とし、**荷役作業時の５大災害防止**をはじめ「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を推進）【荷主、配送先、元請事業者等による関係措置の実施割合 **10%以上増**　等】

②建設業対策（労使による**基本的安全措置の徹底**、**リスクアセスメントに基づく取組**の推進）【工事計画・設計段階での実施事業場割合 **10%以上増**　等】

③製造業対策（労使による**動力機械の災害防止３原則**の徹底、**リスクアセスメントに基づく取組**の推進）【実施事業場割合 **10%以上増**】

④林業対策（長野局伐木作業チェックリスト等活用し、**伐木等作業の安全ガイドライン**の措置を推進）【**裂け上がり防止措置** 実施事業場割合 **30%以上増**】

⑤その他の業種対策（飲食店、旅館業、スキー場、農業、ビルメンテナンス業等）

［アウトカム］

■**陸上貨物運送事業**　死傷者数　**５%以上減少**
■**建設業**　死亡者数　前期5カ年比15**%以上減少**
■**製造業**　動力機械によるはさまれ・巻き込まれ死傷災害　**５%以上減少**
■**林業**　死亡者数 **０人**

6　労働者の健康確保対策の推進

①メンタルヘルス対策（小規模事業場を含むメンタルヘルス対策の一層の推進）
【50人未満事業場 対策に取り組む割合[注1]　10**%以上増加**】
【50人以上事業場 対策に積極的な割合[注2]　**５%以上増加**】

②過重労働対策
・**健康診断後の医師からの意見聴取実施の徹底**
・年次有給休暇の取得促進や勤務間インターバル制度導入など労働時間等設定改善

③産業保健活動の推進（THP指針、治療と仕事の両立支援を含む）
・**長野産業保健総合支援センター**活用促進【センターの認知度 90%**以上**】

［アウトカム］

■勤務問題の悩みが相談できていると感じる人の割合　**増加**　等

7　化学物質等による健康障害防止対策の推進

①化学物質対策（**リスクアセスメントに基づく措置**）【実施事業場割合 20%**以上増加**】

②石綿、粉じん対策
・**石綿事前調査の適切な実施**を徹底するため、店社や現場への立入強化
・第10次粉じん障害防止対策の推進（呼吸用保護具の使用の徹底や適正な使用の推進等）

③熱中症、騒音対策【**暑さ指数把握**の建設業の事業場割合 **増加**】
・熱中症による死亡者の撲滅、**騒音障害防止のためのガイドライン**に基づく措置の推進

④電離放射線対策（**改正電離則**に基づく医療従事者の被ばく線量管理等）

［アウトカム］

■**化学物質災害** 前期5か年比**５%以上減**
■増加が見込まれる**熱中症死傷者数の増加数** 前期5か年増加数より**抑える**

※石綿、粉じんや電離放射線による健康障害防止対策については、関係法令を遵守し、着実に措置を実施することを重点としたところ、法令を遵守することは当然のことであり、指標として評価することはしない。

（注1,2）注１については以下の①～⑧のうち１項目以上、注２は以下の①～⑧のうち４項目以上に取り組む事業場を指す（第13次計画までと同じ）。
①衛生委員会等での調査審議、②心の健康づくり計画の策定、③事業場内メンタルヘルス推進担当者の選任、④労働者への教育研修の実施、⑤管理監督者への教育研修の実施、⑥労働者からの相談体制の整備、⑦職場復帰支援体制の整備、⑧ストレスチェックの実施

本リーフレットの掲載ページ

厚生労働省
長野労働局
（2023.3）

職場における　労働者が安全に働くために

資料4

新たな化学物質規制が導入されます

労働安全衛生法の関係政省令が改正されました

POINT 1 ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加します※1

POINT 2 リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます※2

POINT 3 化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることが求められます※3

POINT 4 自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます（化学物質管理者の選任、リスクアセスメント結果等の記録作成・保存等）

※1・・・・国によるGHS 分類で危険性・有害性が確認された全ての物質が順次対象に追加
※2・・・・厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）が対象
※3・・・・皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかな物質以外の全ての物質が対象

これまで以上に事業者の主体的な取組が求められます

ラベル・SDS の伝達やリスクアセスメントの実施がこれまで以上に重要になります

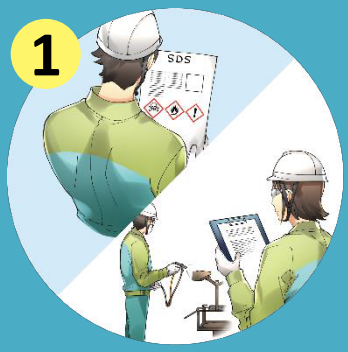

SDS及び作業現場の確認

リスクアセスメントの実施

リスク低減措置の実施

自律的な管理が今後の規制の基軸になります！

これまでの化学物質規制

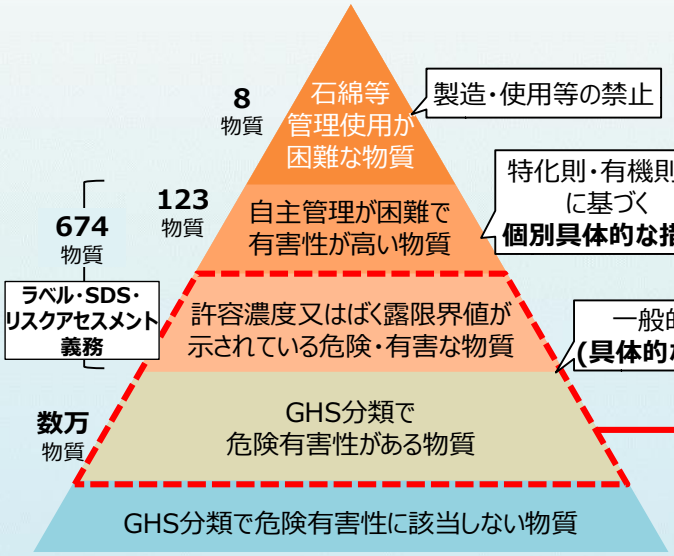

見直し後の化学物質規制

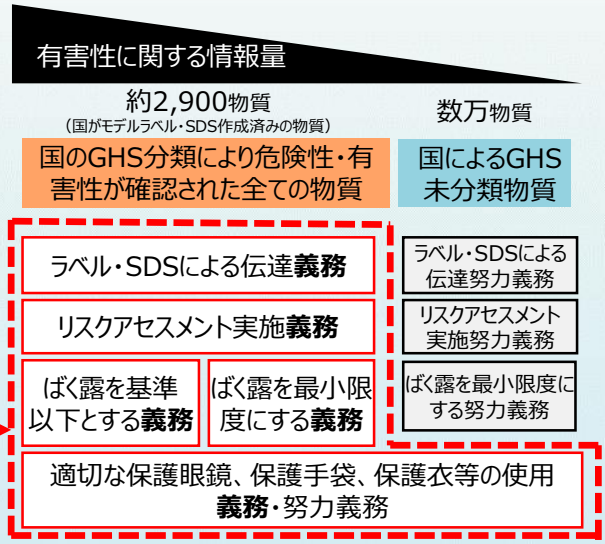

このリーフレットは、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和４年政令第51号）」「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第91号）」等の主要な内容を分かりやすく解説することを目的としたものです。改正の詳細については、これらの政令、省令をご確認ください。

ひと、くらし、みらいのために 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare ・都道府県労働局・労働基準監督署

ラベル・SDS通知、リスクアセスメント対象物質が大幅に増加します

改正前		改正後（順次追加後）
674物質	▶	国がGHS分類済 約2900物質 ＋ 以降新たに分類する物質

ラベル表示、SDS等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物）に、**国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加**します。

R4年2月改正・R6年4月施行	**R4年度中改正・R7年4月施行予定**	**R5年度中改正・R8年4月施行予定**
発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性のカテゴリーで区分１に分類された**234物質**が義務対象に追加。	左記以外のカテゴリーで区分１に分類された**約700物質**を義務対象に追加予定。	健康有害性のカテゴリーで区分２以下又は物理化学的危険性の区分に分類された**約850物質**を義務対象に追加予定。

リスクアセスメント結果に基づくばく露低減措置が求められます

労働者がばく露される程度を最小限度とすることや、濃度基準の遵守が義務付けられます

リスクアセスメント結果を踏まえ、**労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度にする**ことが義務付けられます。
さらに、厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、リスクアセスメント結果を踏まえ**労働者がばく露される濃度を基準値以下とする**ことが義務付けられます。

ポイント！

リスクアセスメントやばく露低減措置では、**濃度基準値以下であるか**を必ず確認しましょう。その際、**推定ツール（CREATE-SIMPLE等）や、実測法（個人ばく露測定、簡易測定法等）を組み合わせて行うことが効果的**です。

CREATE-SIMPLE

ポイント！

濃度基準値が定められていない物質は、「**米国政府労働衛生専門家会議（ACGIH）のばく露限界値**」等を参考に、当該濃度以下とするよう努めましょう。

個人ばく露測定

ばく露低減に向け適切な手段を事業者自らが選択します

リスクアセスメント結果を踏まえ、ばく露低減に向けた適切な手段を**事業者自らが選択の上、実施します。**

代替物質の使用

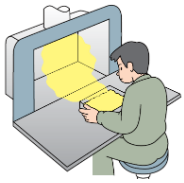

換気装置等を設置し稼働

作業方法の改善

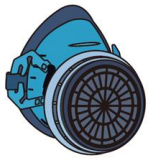

有効な呼吸用保護具の使用

その他、必要に応じて**医師等が必要と認める項目の健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置や、健康診断の記録を作成し、5年間保存※する**ことが義務付けられます。　※がん原性物質は30年間保存

リスクアセスメント結果等に関する記録の作成・保存や、労働者の意見聴取が義務付けられます

リスクアセスメントの結果と、ばく露低減措置の内容等は、関係労働者に周知するとともに、**記録を作成し、次のリスクアセスメント実施までの期間（ただし、最低３年間）保存する**ことが義務付けられます
また、措置の内容と労働者のばく露の状況を、**労働者の意見を聴く機会を設け、記録を作成し、３年間保存※する**ことが義務付けられます。　※がん原性物質は30年間保存

皮膚等への障害防止のため、保護具の適切な着用が求められます

皮膚等への障害を引き起こしうる化学物質を製造・取扱う業務に労働者を従事させる場合、**物質の有害性に応じて、労働者に障害等防止用保護具を使用**させなければなりません。

皮膚・眼刺激性
皮膚腐食性

皮膚から吸収され健康障害を引き起こしうる化学物質

※健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質：**義務**
※上記を除き、健康障害を起こすおそれがないことが明らかなもの以外の物質：**努力義務**

ポイント！

化学物質の種類や取扱い内容により適切な保護具は異なります。必ず確認しましょう。

SDS等による情報伝達が強化されます

SDSの記載項目の追加や、定期確認・更新が必要になります

- 通知事項に「**想定される用途及び当該用途における使用上の注意**」が追加されます。
- 成分の含有量は、原則として、**重量%の記載**が必要になります。
- 「人体に及ぼす作用」を**定期的（5年以内ごとに1回）に確認・更新**することが義務付けられます。

化学物質を事業場内で別容器で保管する際も情報伝達が必要になります

下記のような場合も、ラベル表示・文書の交付等の方法による、内容物の名称やその危険・有害性情報の伝達が義務付けられます。

- ✓ **リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管**する場合
- ✓ **自ら製造したリスクアセスメント対象物を容器に入れて保管**する場合

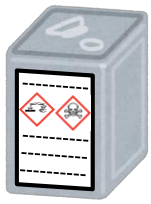

電子メールや二次元コード等でのSDS通知が可能になります

SDSの通知手段は、**譲渡提供をする相手方がその通知を容易に確認できる方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用可能**になります。

電子メールの送信

HPのURLや二次元コードの伝達

自律的管理に向けた実施体制の確立が求められます

化学物質管理者等の選任が義務化されます

リスクアセスメント対象物を製造・取扱い・譲渡提供する事業者は、化学物質管理者の選任が義務化されます。

【選任要件】
化学物質管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

リスクアセスメント対象物の製造事業場	専門的講習の修了者
上記以外の事業場	資格要件なし（専門的講習の受講を推奨）

【職務】
ラベル・SDS等の確認、リスクアセスメントの実施管理、ばく露防止措置の実施管理や、化学物質の自律的な管理に関わる各種対応等

また、リスクアセスメント結果に基づき労働者に保護具を使用させる事業場では、**「保護具着用管理責任者」を選任**し、有効な保護具の選択、使用状況の管理等に関わる業務に従事させることが義務付けられます

衛生委員会の付議事項が追加されます

衛生委員会の付議事項に下記を追加し、自律的な管理の実施状況の調査審議を義務付けます。

- リスクアセスメント結果に基づくばく露低減措置
- 健康診断結果やそれに基づく措置

雇い入れ時における化学物質の安全衛生に関する教育が全業種で必要になります

一部の業種は省略されていた雇入れ時の危険有害作業に関する教育について、省略規定を廃止。

改正前	→	改正後
一部の業種は除外		全ての業種

新たな化学物質規制に関するチェックリスト

新たな化学物質規制への移行に向け、チェックリストの各項目を参考に、
施行期日までに対応できるよう、準備を進めましょう。

分野	関係条項	項目	質問	チェック	施行期日
化学物質管理体系の見直し	安衛令 別表第９	ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質	ラベル表示や安全データシート（SDS）等による通知、リスクアセスメントの実施をしなければならない化学物質（リスクアセスメント対象物）が、「国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質」へと拡大することを知っていますか？		③ ※令和7年以降も順次追加
	安衛則 第577条の２ 第577条の３	リスクアセスメント対象物に関する事業者の責務	リスクアセスメント対象物について、労働者のばく露が最低限となるように措置を講じていますか？		②
			濃度基準値設定物質について、労働者がばく露される程度を基準値以下としていますか？		③
			措置内容やばく露について、労働者の意見を聞いて記録を作成し、保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は3年）		②、③
			リスクアセスメント対象物以外の物質もばく露を最小限に抑える努力をしていますか？		②
	安衛則 第594条の２ 第594条の３	皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止	皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれのあることが明らかな物質の製造・取り扱いに際して、労働者に保護具を着用させていますか？		③
			上記以外の物質の製造・取り扱いに際しても、労働者に保護具を着用させるよう努力していますか？（明らかに健康障害を起こすおそれがない物質は除く）		②
	安衛則 第22条	衛生委員会の付議事項	衛生委員会で、自律的な管理の実施状況の調査審議を行っていますか？		②、③
	安衛則 第97条の２	がん等の把握強化	化学物質を扱う事業場で、1年以内に2人以上の労働者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、業務起因性について、医師の意見を聞いていますか？		②
			医師に意見を聞いて業務起因性が疑われた場合は、労働局長に報告していますか？		
	安衛則 第34条の２の８	リスクアセスメント結果等の記録	リスクアセスメントの結果及びリスク低減措置の内容等について記録を作成し、保存していますか？（最低3年、もしくは次のリスクアセスメントが3年以降であれば次のリスクアセスメント実施まで）		②
	安衛則 第34条の２の10	労働災害発生事業場等への指示	労災を発生させた事業場等で労働基準監督署長が必要と認めた場合に、改善措置計画を労基署長に提出、実施する必要があることを知っていますか？		③
	安衛則 第577条の２第３項から第５項、第８項、第９項	健康診断等	リスクアセスメントの結果に基づき、必要があると認める場合は、リスクアセスメント対象物に係る医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は５年）		③
			濃度基準値を超えてばく露したおそれがある場合は、速やかに医師又は歯科医師による健康診断を実施し、その記録を保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は５年）		
実施体制の確立	安衛則 第12条の５	化学物質管理者	化学物質管理者を選任していますか？		③
	安衛則 第12条の６	保護具着用管理責任者	（労働者に保護具を使用させる場合）保護具着用管理責任者を選任していますか？		③
	安衛則 第35条	雇い入れ時教育	雇入れ時等の教育で、取り扱う化学物質に関する危険有害性の教育を実施していますか？		③
情報伝達の強化	安衛則 第24条の15第１項・第３項、第34条の２の３	SDS通知方法の柔軟化	SDS情報の通知手段として、ホームページのアドレスや二次元コード等が認められるようになったことを知っていますか？		①
	安衛則 第24条の15第２項・第３項、第34条の２の５第２項・第３項	「人体に及ぼす作用」の確認・更新	5年以内ごとに1回、SDSの変更が必要かを確認し、変更が必要な場合には、1年以内に更新して顧客などに通知していますか？		②
	安衛則 第24条の15第１項、第34条の２の４、第34条の２の６	SDS通知事項の追加等	SDS記載事項に、「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載していますか？		③
			SDS記載の成分の含有量を10%刻みではなく、重量%で記載していますか？ ※含有量に幅があるものは、濃度範囲による表記も可。		
	安衛則 第33条の２	別容器等での保管	リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する際に、ラベル表示や文書の交付等により、内容物の名称や危険性・有害性情報を伝達していますか？		②
その他	特化則、有機則、鉛則、粉じん則	個別規則の適用除外	労働局長から管理が良好と認められた事業場は、特別規則の適用物質の管理を自律的な管理とすることができることをを知っていますか？		②
	特化則、有機則、鉛則、粉じん則	作業環境測定結果が第3管理区分の事業場	左記の区分に該当した場合に、外部の専門家に改善方策の意見を聞き、必要な改善措置を講じていますか？		③
			措置を実施しても区分が変わらない場合や、個人サンプリング測定やその結果に応じた保護具の使用等を行ったうえで、労働基準監督署に届け出ていますか？		
	特化則、有機則、鉛則、四アルキル則	特殊健康診断	作業環境測定等の結果に基づいて、特殊健康診断の頻度が緩和されることを知っていますか？		②

（注）施行期日の①～③は以下に対応。
規制の変更が2段階に分けて実施される項目もある。
①2022年（令和4年）5月31日（施行済）
②2023年（令和5年）4月1日
③2024年（令和6年）4月1日

詳細はこちら

R4.8

労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

□ （なし）
何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒（27%）
➢**転倒や怪我をしにくい身体づくり**のための運動プログラム等の導入（★）

職場３分エクササイズ　中央労働災害防止協会 転倒予防セミナー

□ **作業場・通路に放置された物につまずいて転倒（16%）**
➢**バックヤード等も含めた整理、整頓**（物を置く場所の指定）**の徹底**

□ **通路等の凹凸につまずいて転倒（10%）**
➢敷地内（特に従業員用通路）の**凹凸、陥没穴等**（ごくわずかなものでも危険）を確認し、**解消**

□ **作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒**（８%）
➢**適切な通路の設定**
➢**敷地内駐車場の車止めの「見える化」**

□ **作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒**（８%）
➢**設備、什器等の角の「見える化」**

□ **作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒**（7%）
※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い
➢転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる

「滑り」による転倒災害の原因と対策

□ **凍結した通路等で滑って転倒（25%）**
➢**従業員用通路の除雪・融雪**。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する（★）

□ **作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒（19%）**
➢**水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。**
（清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放の徹底）

□ **水場（食品加工場等）で滑って転倒（16%）**
➢滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）
➢**防滑床材・防滑グレーチング等**の導入、摩耗している場合は再施工（★）
➢隣接エリアまで濡れないよう処置

□ **雨で濡れた通路等で滑って転倒（15%）**
➢雨天時に**滑りやすい敷地内の場所を確認**し、防滑処置等の対策を行う

（★）については、高年齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は
「エイジフレンドリー補助金」（補助率１/２、上限100万円）を利用できます
中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます

エイジフレンドリー補助金　中小規模事業場安全衛生サポート事業

転倒災害の発生状況（休業４日以上、令和３年）

転倒災害発生件数の推移

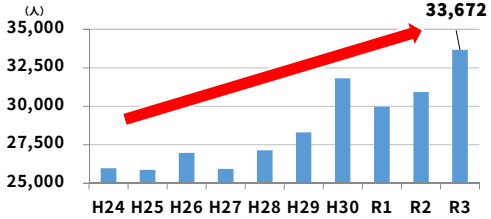

性別・年齢別内訳

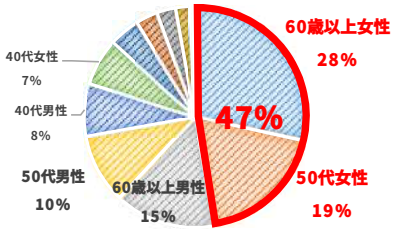

転倒による怪我の態様

- **骨折（約70%）**
- 打撲
- 眼球破裂
- 外傷性気胸　など

転倒災害による平均休業日数（※労働者死傷病報告による休業見込日数）

47日

転倒したのは･･･

転倒災害が起きているのは
移動のときだけではありません

転倒時の類型

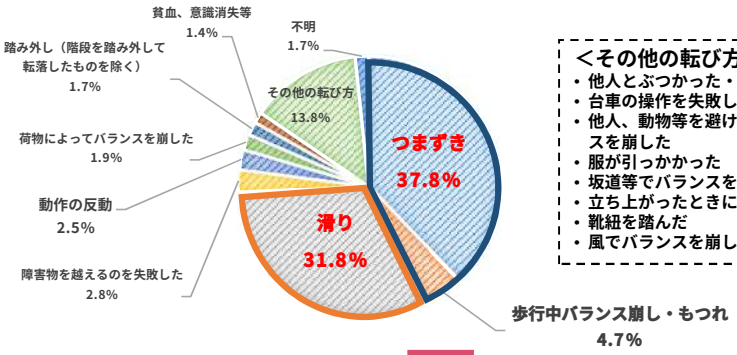

＜その他の転び方＞
- 他人とぶつかった・ぶつかられた
- 台車の操作を失敗した
- 他人、動物等を避けようとしてバランスを崩した
- 服が引っかかった
- 坂道等でバランスを崩した
- 立ち上がったときにバランスを崩した
- 靴紐を踏んだ
- 風でバランスを崩した

主な原因と対策

資料５

転倒リスク・骨折リスク

■ **一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります**
→「転びの予防 体力チェック」「ロコチェック」をご覧ください

■ **特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します**
→対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう

■ **現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも**
→「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイト）

転びの予防 体力チェック　ロコチェック　内閣府ウェブサイト

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

（R５）

エイジフレンドリーガイドライン

資料6

（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）

厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」）を策定しました。

働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。

働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加しています。

こうした中、労働災害による死傷者数では60歳以上の労働者が占める割合は26%（2018年）で増加傾向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高年齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒災害、墜落・転落災害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。

＜年齢別死傷災害発生状況（休業４日以上）＞

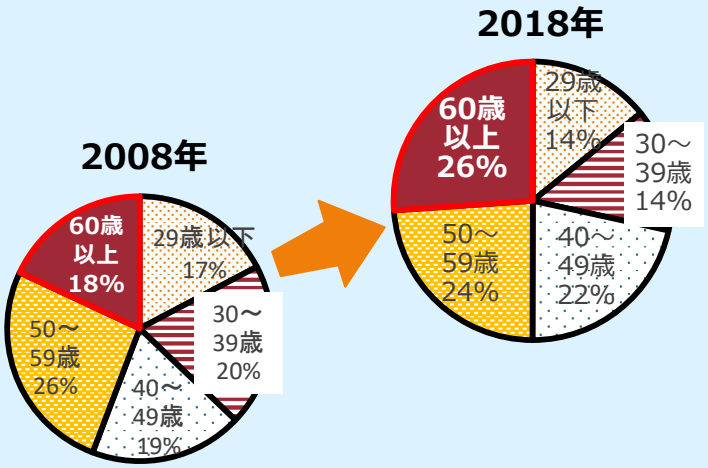

＜年齢別・男女別の労働災害発生率　2018年＞

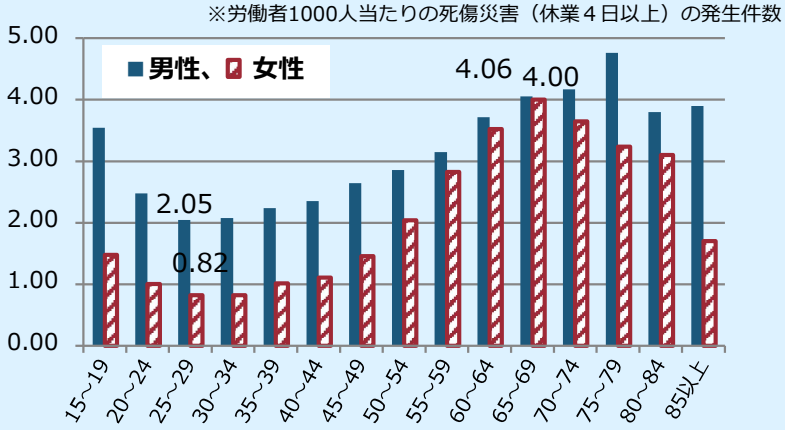

＜年齢別の休業見込み期間の長さ＞

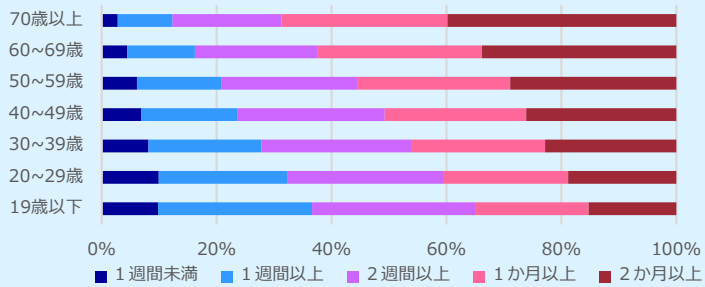

出典：労働力調査、労働者死傷病報告

高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいことが分かっています。

体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含め**すべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要**です。

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、請負契約により就業する高齢者に対し、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

ガイドラインの概要

このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。全文はこちら→

令和2年3月16日付け基安発0316第１号
「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」

事業者に求められる事項

事業者は、以下の１～５について、高年齢労働者の就労状況や業務の内容等の**実情に応じ**、国や関係団体等による支援も活用して、**実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むように努めてください。**

事業場における安全衛生管理の基本的体制と具体的取組の体系を図解すると次のようになります。

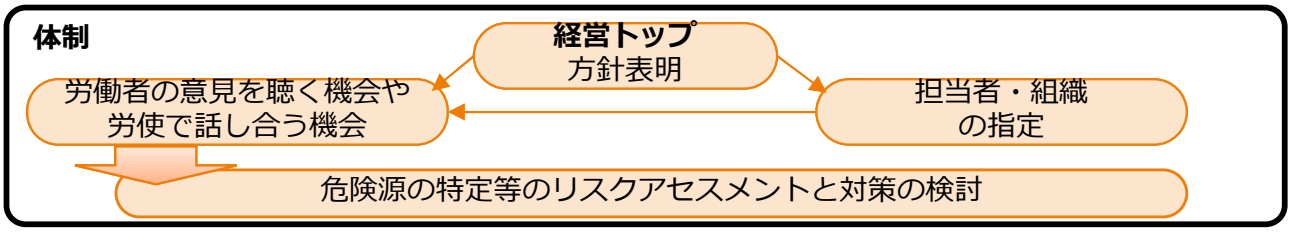

具体的取組

		予防	把握・気づき	措置
場のリスク／人のリスク	安全衛生教育	身体機能を補う 設備・装置の導入（本質的に安全なもの）	危険箇所、危険作業の洗い出し	身体機能を補う 設備・装置の導入（災害の頻度や重篤度を低減させるもの）
		メンタルヘルス対策（セルフケア・ラインケア等）	ストレスチェック ①個人、②集団分析	職場環境の改善等のメンタルヘルス対策
		健康維持と体調管理	作業前の体調チェック	働く高齢者の特性を考慮した作業管理
		運動習慣、食習慣等の生活習慣の見直し	健康診断	健診後の就業上の措置（労働時間短縮、配置転換、療養のための休業等）
				健診後の面接指導、保健指導
		体力づくりの自発的な取組の促進	安全で健康に働くための体力チェック	体力や健康状況に適合する業務の提供
				低体力者への体力維持・向上に向けた指導

1　安全衛生管理体制の確立

ア　経営トップによる方針表明と体制整備
・企業の経営トップが高齢者労働災害防止対策に取り組む方針を表明します
・対策の担当者や組織を指定して体制を明確化します
・対策について労働者の意見を聴く機会や、労使で話し合う機会を設けます

❀考慮事項❀
・高年齢労働者が、職場で気付いた労働安全衛生に関するリスクや働く上で負担に感じていること、自身の不調等を相談できるよう、社内に相談窓口を設置したり、孤立することなくチームに溶け込んで何でも話せる風通しの良い職場風土づくりが効果的です

イ　危険源の特定等のリスクアセスメントの実施
・高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
・リスクアセスメントの結果を踏まえ、２以降の具体的事項を参考に取組事項を決定します

❀考慮事項❀
・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→
・必要に応じフレイルやロコモティブシンドロームについても考慮します
※フレイル：加齢とともに、筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態
※ロコモティブシンドローム：年齢とともに骨や関節、筋肉等運動器の衰えが原因で「立つ」、「歩く」といった機能（移動機能）が低下している状態
・社会福祉施設、飲食店等での家庭生活と同様の作業にもリスクが潜んでいます

2　職場環境の改善

(1)　身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）
- 高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を検討し、必要な対策を講じます
- 以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

対策の例

通路を含め作業場所の照度を確保する

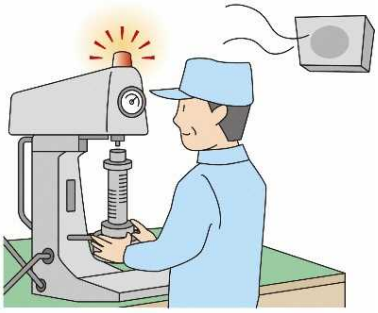

警報音等は聞き取りやすい中低音域の音、パトライト等は有効視野を考慮

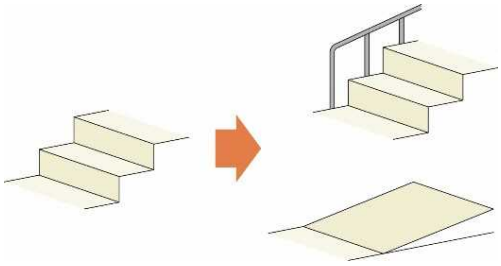

階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消する

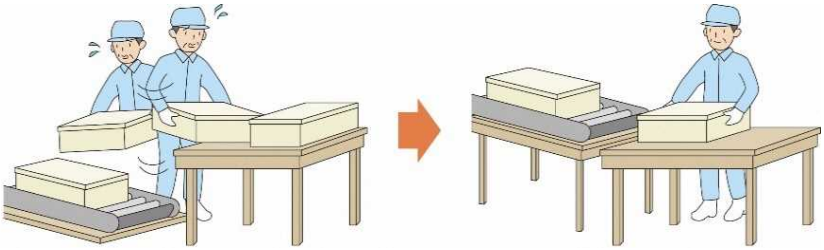

不自然な作業姿勢をなくすよう作業台の高さや作業対象物の配置を改善する

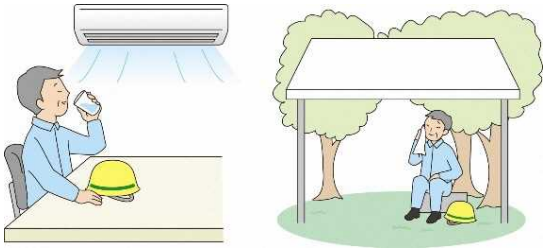

涼しい休憩場所を整備し、通気性の良い服装を準備する

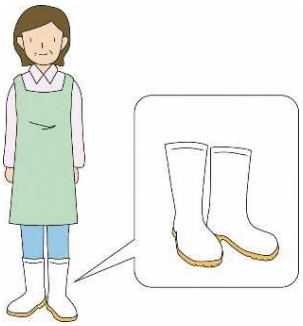

防滑靴を利用させる

解消できない危険箇所に標識等で注意喚起

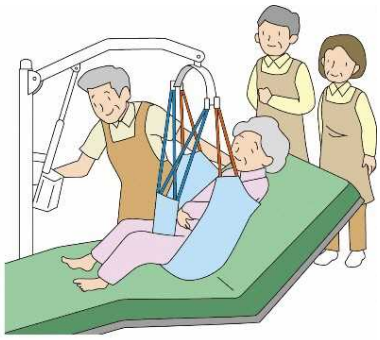

リフト、スライディングシート等を導入し、抱え上げ作業を抑制

水分・油分を放置せず、こまめに清掃する

その他の例
- 床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する
- 熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する
- パワーアシストスーツ等を導入する
- パソコンを用いた情報機器作業では、照明、文字サイズの調整、必要な眼鏡の使用等により作業姿勢を確保する　等

(2)　高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）
・敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して、作業内容等の見直しを検討し、実施します
・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

対策の例

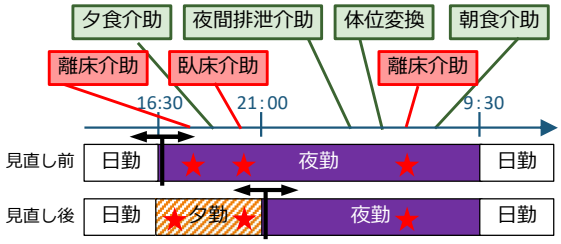

夜勤の勤務時間見直しによる業務分散の例

<共通的な事項>
・事業場の状況に応じて、勤務形態や勤務時間を工夫することで高年齢労働者が就労しやすくします（短時間勤務、隔日勤務、交替制勤務等）
・ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等に配慮した作業マニュアルを策定します
・注意力や集中力を必要とする作業について作業時間を考慮します
・身体的な負担の大きな作業では、定期的な休憩の導入や作業休止時間の運用を図ります

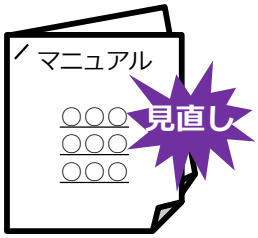

<暑熱な環境への対応>
・一般に年齢とともに暑い環境に対処しにくくなるので、意識的な水分補給を推奨します
・始業時の体調確認を行い、体調不良時に速やかに申し出るよう日常的に指導します

<情報機器作業への対応>
・データ入力作業等相当程度拘束性がある作業では、個々の労働者の特性に配慮した無理のない業務量とします

3　高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

(1)　健康状況の把握
・労働安全衛生法で定める雇入時および定期の健康診断を確実に実施します
・その他、以下に掲げる例を参考に、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます

取組の例
・労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者が、地域の健康診断等（特定健康診査等）の受診を希望する場合、勤務時間の変更や休暇の取得について柔軟に対応します
・労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者に対して、事業場の実情に応じて、健康診断を実施するよう努めます

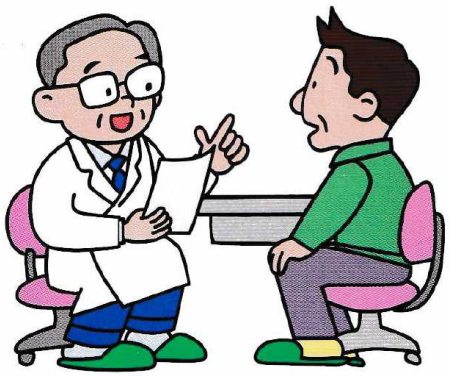

(2)　体力の状況の把握

・高年齢労働者の労働災害を防止する観点から、事業者、高年齢労働者双方が体力の状況を客観的に把握し、事業者はその体力にあった作業に従事させるとともに、高年齢労働者が自らの身体機能の維持向上に取り組めるよう、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます

・体力チェックの対象となる労働者から理解が得られるよう、わかりやすく丁寧に体力チェックの目的を説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

対策の例

・加齢による心身の衰えのチェック項目（フレイルチェック）等を導入します

・厚生労働省作成の「転倒等リスク評価セルフチェック票」等を活用します

・事業場の働き方や作業ルールにあわせた体力チェックを実施します。この場合、安全作業に必要な体力について定量的に測定する手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化するようにします

考慮事項

・体力チェックの評価基準を設ける場合は、合理的な水準に設定し、安全に行うために必要な体力の水準に満たない労働者がいる場合は、その労働者の体力でも安全に作業できるよう職場環境の改善に取り組むとともに、労働者も必要な体力の維持向上の取組が必要です。

体力チェックの一例　詳しい内容は→

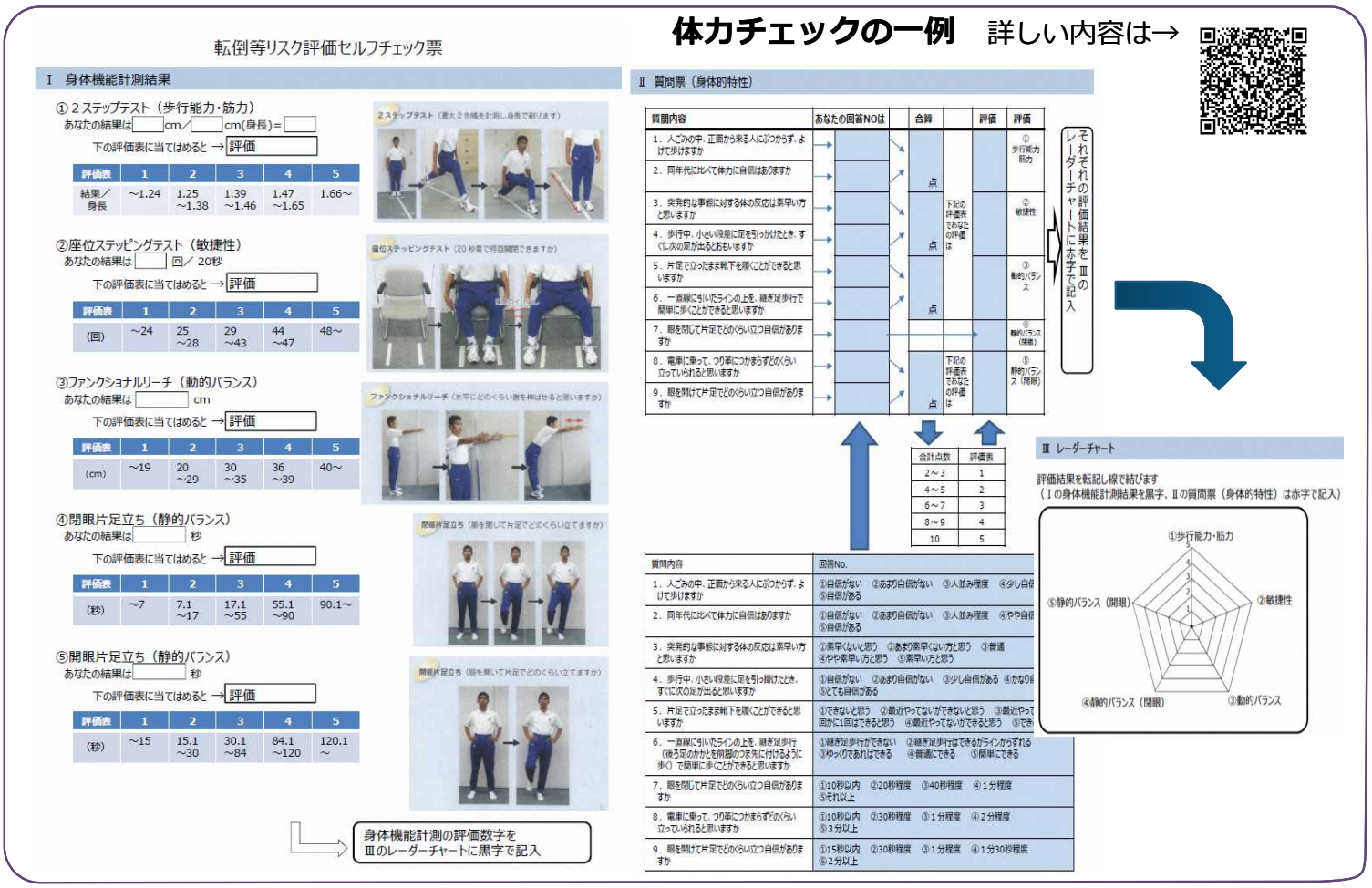

(3)　健康や体力の状況に関する情報の取扱い

健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

また、労働者の体力の状況の把握に当たっては、個々の労働者に対する不利益な取扱いを防ぐため、労働者自身の同意の取得方法や情報の取扱方法等の事業場内手続について安全衛生委員会等の場を活用して定める必要があります。

4　高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

(1)　個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた措置
脳・心臓疾患が起こる確率は加齢にしたがって徐々に増加するとされており、高年齢労働者については基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます

考慮事項
・業務の軽減等の就業上の措置を実施する場合は、高年齢労働者に状況を確認して、十分な話合いを通じて本人の了解が得られるよう努めます

(2)　高年齢労働者の状況に応じた業務の提供
健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するとされており、個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます

考慮事項
・疾病を抱えながら働き続けることを希望する高齢者の治療と仕事の両立を考慮します
・ワークシェアリングで健康や体力の状況や働き方のニーズに対応することも考えられます

(3)　心身両面にわたる健康保持増進措置
・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく取組に努めます
・集団と個々の高年齢労働者を対象として身体機能の維持向上に取組むよう努めます
・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて取り組みます

対策の例
・フレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した健康づくり活動を実施します
・体力等の低下した高年齢労働者に、身体機能の維持向上の支援を行うよう努めます
例えば、運動する時間や場所への配慮、トレーニング機器の配置等の支援を考えます
・健康経営の観点や、コラボヘルスの観点から健康づくりに取り組みます

転倒・腰痛防止視聴覚教材
～転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」～（動画）
他

5　安全衛生教育

(1)　高年齢労働者に対する教育
・高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
・再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います

考慮事項
・身体機能の低下によるリスクを自覚し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解することが重要です
・サービス業に多い軽作業や危険と感じられない作業でも、災害に至る可能性があります
・勤務シフト等から集合研修が困難な事業場では、視聴覚教材を活用した教育も有効です

(2)　管理監督者等に対する教育
・教育を行う者や管理監督者、共に働く労働者に対しても、高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます

ガイドラインの概要

労働者に求められる事項

生涯にわたり健康で長く活躍できるようにするために、一人ひとりの労働者は、事業者が実施する取り組みに協力するとともに、**自己の健康を守るための努力の重要性を理解**し、**自らの健康づくりに積極的に取り組む**ことが必要です。
個々の労働者が、**自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながり得ることを理解**し、労使の協力の下、以下の取り組みを実情に応じて進めてください。

- 自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努めます
- 法定の定期健康診断を必ず受けるとともに、法定の健康診断の対象とならない場合には、地域保健や保険者が行う特定健康診査等を受けるようにします
- 体力チェック等に参加し、自身の体力の水準を確認します
- 日ごろからストレッチや軽いスクワット運動等を取り入れ、基礎的体力の維持に取り組みます
- 適正体重の維持、栄養バランスの良い食事等、食習慣や食行動の改善に取り組みます

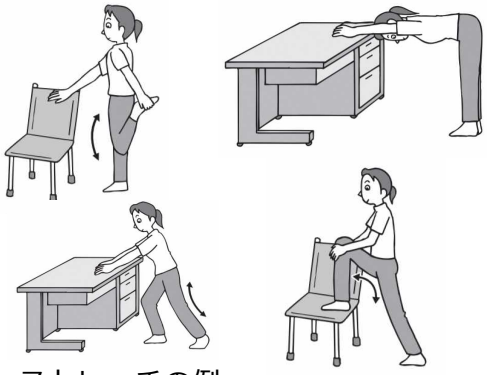

ストレッチの例
「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より

好事例を参考にしましょう

取り組み事例を参考にして、自らの事業場の課題と対策を検討してください。

■**厚生労働省ホームページ**
（先進企業）https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000156041.html
（製造業）　https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/1003-2.html

先進企業　製造業

■**独立行政法人高齢・ 障害・求職者雇用支援機構ホームページ**
http://www.jeed.go.jp/elderly/data/statistics.html

国による支援等（令和５年度）

エイジフレンドリー補助金　申請受付期間（令和５年６月12日～令和５年10月末日）

高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等に要する費用を補助します。ぜひご活用ください。

	高年齢労働者の労働災害防止対策コース	コラボヘルスコース
対象事業者	（１）労災保険加入している （２）中小企業事業者（定義は次頁参照） （３）**高年齢労働者（６０歳以上）**を常時１名以上雇用し、対象の高年齢労働者が対策を実施する業務に就いている	（１）労災保険加入している （２）中小企業事業者（定義は次頁参照） （３）労働者を常時１名以上雇用している
補助対象	高年齢労働者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消する取組に要した経費（機器の購入・工事の施工等）	コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に要した経費
補助率	**１／２**	**３／４**
上限額	**１００万円** （消費税を除く）	**３０万円** （消費税を除く）
注意事項	※２コース併せての上限額は**１００万円**です。２コース併せた申請の場合は、**必ず２コース同時に申請**してください（**月を変えて別々の申請はできません**）。 ※この補助金は、事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付を決定します。全ての申請者に交付されるものではありません。 ※補助の具体的な条件、応募手続き等の詳細は、厚生労働省ホームページをご確認ください。	

中小企業事業者の範囲

業種		常時使用する労働者数	資本金又は出資の総額
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り配達飲食サービス業	５０人以下	5,０００万円以下
サービス業	医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	１００人以下	5,０００万円以下
卸売業	卸売業	１００人以下	１億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	３００人以下	３億円以下

※　労働者数または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。
※　医療・福祉法人は原則資本金がありません。労働者の人数のみでの判断となります。

高齢者の安全衛生対策について個別に相談したいときは

中小規模事業場　安全衛生サポート事業　個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高年齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援を無料で行います。

現場確認

専門職員が２時間程度で**現場確認**と**ヒアリング**を行い、事業場の安全衛生管理状況の現状を把握します。

結果報告

専門職員が現場確認の結果を踏まえた**アドバイス**を行います。

- ◆ **転倒、腰痛、墜落・転落災害の予防**のアドバイスを行います。
- ◆ **現場巡視における目の付け所**のアドバイスを行います。
- ◆ 災害の芽となる「危険源」を見つけ、**リスク低減の具体的方法**をお伝えします。

労働災害防止団体　問い合わせ先

・中央労働災害防止協会	技術支援部業務調整課	03-3452-6366	（製造業等関係）
・建設業労働災害防止協会	技術管理部指導課	03-3453-0464	（建設業関係）
・陸上貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3455-3857	（陸上貨物運送事業関係）
・林業・木材製造業労働災害防止協会	教育支援課	03-3452-4981	（林業・木材製造業関係）
・港湾貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3452-7201	（港湾貨物運送事業関係）

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる安全衛生診断

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントは、厚生労働大臣が認めた労働安全・労働衛生のスペシャリストです。事業者の求めに応じて事業場の安全衛生診断等を行います。

【問い合わせ先】　一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
電話：03-3453-7935　　ホームページ：https://www.jashcon.or.jp/contents/

有料

高年齢労働者の労働災害防止対策についての情報は
厚生労働省ホームページに掲載しています

（R5. 6）